

# 令和5年和光市農業委員会2月総会会議録

和光市農業委員会

## 令和5年和光市農業委員会2月総会日程

令和5年2月24日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第1 開 会
- 日程第2 開 議
- 日程第3 議事録署名委員の指名 2番 北嶋美栄子委員 3番 浪間兼三委員
- 日程第4 提出議案 議案第3号 農地法第3条許可申請について  
議案第4号 農地法第3条許可申請について  
議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 日程第5 協議事項 ①令和5年和光市農業委員会3月総会の日程について  
②和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について  
③その他
- 日程第6 諸報告 ①会長専決について  
②農業委員の活動報告について  
③その他
- 日程第7 閉 会 午前10時40分

出席委員（10名）

2番	北嶋美栄子君	3番	浪間兼三君
4番	櫻井茂雄君	5番	井口恒君
6番	鳥井俊之君	7番	藤田雅彦君
8番	山崎とよ子君	9番	田中明君
10番	新坂篤司君	11番	加藤政利君

---

欠席委員（1名）

1番 石田秀樹君

---

◎開会

◎開議

○事務局長（平川） ただいまから令和5年和光市農業委員会2月総会を開会いたします。

議事の進行に先立ちまして、お知らせがございます。

先月に引き続きまして、石田会長がまだご自宅で療養中ということで、本日の総会に出席することが難しいという連絡を受けました。そのため農業委員会会議規則第16条に基づいて、加藤会長代理に本日の総会の議長を務めていただきます。

それでは、会長代理、よろしくお願いたします。

○加藤会長代理 皆様、おはようございます。

今お話がありましたように、会長もまだちょっと無理ができないということですが、順調に回復しているということをお話を伺っております。来月には何とか頑張ってきていただけるようなお話も聞いております。

それでは、本日もスムーズな議事運営を努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

それでは、令和5年和光市農業委員会2月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

○加藤議長 初めに、議事録署名委員ですが、2番、北嶋委員、3番、浪間委員を指名いたします。

---

◎提出議案

議案第3号 農地法第3条許可申請について

○加藤議長 それでは、議案に移ります。

議案第3号 農地法第3条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 議案書の1ページ、2ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市新倉\*丁目\*\*番\*\*号、A。譲渡人、和光市新倉\*丁目\*\*番\*\*号、B。土地表示、新倉\*丁目\*\*\*\*番。登記簿地目、田、現況地目、畑。面積、340平方メートル。譲受人の経営状況としては、合計で畑が8,596平方メートル。譲受人目的、将来の農家相続を踏まえて、生前贈与することで譲渡人との間で合意に達したため。譲渡人目的、将来の農家相続を踏まえ、生前贈与することで譲受人との間で合意に達したため。

農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっていますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、市内農家のBさんの所有している農地を息子のAさんに譲り渡すためのもので、将来の相続を見据えて生前贈与するための申請となります。

許可要件との整合性についてですが、まず譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、Aさんが所有されている市内の農地を山崎委員にご確認いただいております。本心配付の写真資料2番から7番の写真をご覧ください。

農機具の保有状況としましては、トラクター3台、耕運機1台、噴霧器2台を保有しております。

農業の技術面につきましては、Aさんご自身が農作業従事歴8年、父のBさんが40年、母のCさんが30年、祖母のDさんが60年、兄のEさんが10年となっております。

労働力としましては、譲受人であるAさんご自身は、令和4年度の8.1調査において年間従事日数80日、父のBさんが300日、母のCさんが250日、祖母のDさんが100日、兄のEさんが250日となっており、世帯として980日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件については、世帯として年間150日以上従事することとなっているため、要件は満たしています。

次に、下限面積要件についてですが、現在の経営面積が8,596平方メートルあり、下限面積の5,000平方メートルに達しております。

最後に、地域との調和要件ですが、今回は生前贈与による家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障はありません。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件に満たしているかご審議ください。

説明は以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。

こちらにつきましては8番、山崎委員に現地確認をしていただいています。

それでは、山崎委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○山崎委員 先日2月16日に現地の確認させていただきましたが、適切に管理されていますので、問題無いと思います。

○加藤議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○加藤議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして許可ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤議長 全員賛成。

よって、この議案は許可といたします。

---

### ◎提出議案

#### 議案第4号 農地法第3条許可申請について

○加藤議長 続いて、議案第4号 農地法第3条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(井上) 議案書の3ページ、4ページをご覧ください。

譲受人、和光市新倉\*丁目\*\*番\*\*号、A。譲渡人、和光市新倉\*丁目\*\*番\*\*号、E。土地表示、新倉\*丁目\*\*\*\*番。登記簿地目、畑、現況地目、畑。面積、263平方メートル。譲受人の経営状況としましては、畑が8,596平方メートル。譲受人目的、将来の農業相続を踏まえ、生前贈与することで譲渡人との間で合意に達したため。譲渡人目的、将来の農家相続を踏まえ、生前贈与することで譲受人との間で合意に達したため。

農地法第3条についての説明は、先ほどの議案第3号と同様となりますので、省略いたします。

本案件は、市内農家のEさんの所有している農地を弟のAさんに譲り渡すためのもので、将来の相続を見据えて生前贈与をするための申請となります。

許可要件との整合性についてですが、先ほどの議案第3号と重複しますが、ご説明させて

いただきます。

まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、Eさんが所有されている市内の農地を山崎委員にご確認いただいております。本日配付の写真資料2番から7番になります。

農機具の保有状況としましては、トラクター3台、耕運機1台、噴霧器2台を保有しております。

農業の技術面につきましては、Aさんご自身が農作業従事歴8年、父のBさんが40年、母のCさんが30年、祖母のDさんが60年、兄のEさんが10年となっております。

労働力としましては、譲受人であるAさんご自身は、令和4年度の8.1調査におきまして年間従事日数80日、父のBさんが300日、母のCさんが250日、祖母のDさんが100日、兄のEさんが250日となっております。世帯として980日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件については、世帯として年間150日以上従事することとなっているため、要件は満たしています。

次に、下限面積要件についてですが、現在の経営面積が8,596平方メートルあり、下限面積の5,000平方メートルに達しております。

最後に、地域との調和要件ですが、今回は生前贈与による家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障はありません。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているかご審議ください。

説明は以上となります。

○加藤議長 ありがとうございます。

こちら8番、山崎委員に現地を確認をしていただいております。

それでは、山崎委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○山崎委員 こちらも先ほど同様、2月16日に確認させていただきました。適切に管理されていますので、問題無いかと思われま。

○加藤議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○加藤議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして許可ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤議長 全員賛成。

よって、この議案は許可といたします。

---

◎提出議案

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

○加藤議長 続いて、議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(井上) 議案書の5ページから6ページをご覧ください。

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について。

死亡した者、和光市新倉\*丁目\*番\*\*号、F。申請者、和光市新倉\*丁目\*番\*\*号、G。土地表示、新倉\*丁目\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*。地目につきましては、登記簿、現況ともに、全て畑となっています。面積は、上から442、470、671、404、合計で1,987平方メートル。買取り事由が生じた日は、令和4年12月1日となっています。

この証明書は、生産緑地の指定を受けていた農地で農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなった際に、その農地を市に対して買取り申出をし、生産緑地の解除をする際に必要な添付書類となります。

今回、農業委員会に申請された主たる従事者等についての証明では、解除する生産緑地について、Fさんがご存命であった時点で、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものです。

ここで言う主たる従事者とは、客観的に見て、当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を言います。本案件は、Fさんが62歳で亡くなられたことに伴う、妻のGさんからの申請となります。体調を崩されるまでは、Fさんが作付を行っていたと伺っております。

農地の現在の状況は、山崎委員に確認いただいております。写真資料の9番から10番をご覧ください。

Fさんが主たる従事者であるかどうかについてご審議ください。

説明は以上となります。

○加藤議長 ありがとうございます。

こちら8番、山崎委員に現地確認に行ってくださいしております。

山崎委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○山崎委員 こちらもきれいにされていて、具合悪くなるまではちゃんと耕作されていたことを確認しております。

○加藤議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○加藤議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○加藤議長 ありがとうございます。全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

## ◎協議事項

### ①令和5年和光市農業委員会3月総会の日程について

○加藤議長 続きまして、協議事項①令和5年和光市農業委員会3月総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(井上) 協議事項①3月の農業委員会総会の日程。

協議事項①令和5年和光市農業委員会3月総会の日程についてですが、3月27日月曜日午前10時を提案させていただきます。場所は503会議室です。

なお、4月総会につきましては、まだ会議室を押さえられておりませんが、4月25日前後で開催を考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○加藤議長 ありがとうございます。

3月総会の日程ですが、3月27日月曜日午前10時でご都合の悪い方いらっしゃいますでしょうか。

大丈夫でしょうか。

では、3月27日月曜日の午前10時からで、場所は503会議室ということでお願いいたします。

また、4月は25日火曜日前後とのことですが、この辺りでご都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

○浪間委員 少し先ですけれども、25日が出席できないかもしれないです。

○加藤議長 そうすると何日なら大丈夫でしょうか、事務局。

○事務局（井上） 26日はいかがでしょうか。

○浪間委員 26日であれば大丈夫です。

○加藤議長 それでは、4月は26日ということで大丈夫でしょうか。

（発言する者なし）

○加藤議長 4月は26日ということでお願いをいたします。

---

## ②和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について

○加藤議長 続きまして、協議事項②和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 続きましては、和光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてご説明いたします。

資料の2をご覧ください。クリップ留めしたものの4枚目をご覧ください。

こちらが、農業委員会で平成29年に定めた指針になります。こちらにつきましては、農業委員会が活動していく農地の最適化をどう進めていくかということを決めた指針になっておりまして、今まで農業委員会で活動してきた農地パトロールや利用状況調査、農業者懇談会、こういったものの実施もこの指針に基づいて実施してきたものとなっております。

今回この指針が、国の法律改正に伴って内容を改正法に合わせたものに直してほしいということで国、県から依頼がありましたので、修正を提案するものとなっております。

具体的な修正の中身につきましては、先ほど最初に見ていた資料2の1枚目、2枚目、3枚目、こちらの紙になります。それぞれの紙の説明になるんですけども、一番上についている紙が和光の修正案になります。2枚目、赤字で書いてあるものが、修正している部分です。3枚目、参考例と書いてあるのが、もともと県から示された修正の参考例になります。

内容につきましては、基本的には県からの参考例どおり法改正に基づいた文言を入れているものになります。ただ、こちら全国共通の内容ですと、和光の都市独自の事情とはそぐわない部分がございますので、そういった部分につきましては一部修正をさせていただいております。具体的にどこを正したものかというのを、2枚目の紙ですね、赤字修正した紙を確

認いただければと思います。

国から示された修正案というのが、主に今後地域計画というものを作っていくというものになります。そもそもその地域計画というものが何かといったところでまた説明をさせていただきますが、資料2、クリップ留めしてある資料の一番最後につけておいたこのカラー刷りの紙をご用意いただいでよろしいですか。

今まで国では人・農地プランという計画がありまして、農地を担い手、認定農業者であるといった、そういった農家に集約して、効率的に畑を使っていこうという計画がございました。和光では、内容があまりそぐわないということで、こちら実施はしてこなかったのですが、今回の法律改正によって、そういった取組が全ての市町村で必須という形になりました。それに当たりまして、今回その名前が人・農地プランから地域計画という名前に変更となっております。

その地域計画の具体的な内容につきましては、ページめくっていただいで、2枚目です。先ほど申したように、基本的な部分は同じになります。その農業の担い手に農地を的確に集めて、効率的な作業をしていくと。

人・農地プランとの一番大きな違いとしましては、具体的な計画地図を作るというところにあります。紙の右下に、目標地図のイメージという四角い枠があると思うんですけども、今、左の現状というところが、いろんな地権者さんが畑がばらばらに点在している状況です。これを右の目標地図、きれいに整理していこうというものになります。それをこういった目に見える形で地図に落とし込んでいく作業、これが地域計画になります。

これを作るに当たっては、単純にこうしてくださいと言ってすぐにできるものではないので、時間をかけて地域の方と話し合い、また農業委員会として働きかけを行って、徐々にこういった計画を作り、実際にこういうふう集約をしていこうということを、おおむね2年程かけて、令和7年3月までにこれを実施するというように定められております。

以上が地域計画の大まかな概要になるんですけども、今回はこれを、和光のこの農地利用の最適化に関する指針に落とし込むという形になっております。なので、農業委員会では、今後2年間はこの地域計画の策定について予定、進めていくこととなっております。

また、赤字修正した紙に戻ります。

基本的な考えについては、先ほど説明したとおりですけども、2枚目以降、和光独自の内容としましては、国では、農地の担い手を集めるに当たって新規就農を推進するという目標として掲げていたんですが、和光の事情を考えまして、新たに新規参入して農業を

始めるといったことが現実的になかなか難しいというところもありましたので、そこにつきましては、推進するというよりも、意欲がある人がいた場合に支援するという形に、表現を少し和らげるようにしたいなというふうに考えております。

また、3ページ目、担い手への農地利用の集積・集約化につきまして、こちらが前回の指針では平成29年から平成35年までの計画となっていたものを、新しく令和5年から令和11年までの目標という形にしております。こちらの面積につきましては、これから和光はどんどん農地面積が減っていくことは予想されるんですが、どのぐらいのペースで減っていくかという具体的な予想というのは立てづらいところもありますので、こちらの数字につきましてはおおよその数字となっております。今後5年かけて約6ヘクタール程減るのではないかという見積りによるんですけれども、このあたりにつきましても、もっと減るのではないかとか、こんなに減らないだろうとか、もしご意見がありましたら、いただければというふうに考えております。

このように、赤字で書いてある修正した部分が今回新しく指針に含まれる部分になっておりますので、こちらをお持ち帰りいただいてよくお読みいただいて、内容についてもし質問や疑問等ありましたら事務局までいただきまして、来月、3月総会にこの内容でよろしいかというところで改めて諮りたいと思いますので、お目通しをよろしくお願ひしたいと思ひます。

指針に関する説明は以上となります。

○加藤議長 ただいま事務局から説明がありました。こちらの指針につきましては、農地法の改正に伴いまして、今年度中に修正が必要なものになります。来月の総会までにご覧いただいて、次回の総会で審議いたしますので、よろしくお願ひいたします。

---

### ③その他

○加藤議長 では続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） その他についてはございません。

○加藤議長 協議事項は以上といたします。

---

### ◎諸報告

#### ①会長専決について

○加藤議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 諸報告①会長専決についてですが、今月の会長専決は、4条の届出が1件と6条が6件となっております。

議案書の6ページから10ページと写真資料の11番から17番を併せてご覧ください。

説明は以上となります。

○加藤議長 ただいま写真をご確認いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○加藤議長 よろしいようですか。

それでは、会長専決は以上といたします。

---

### ②農業委員の活動報告について

○加藤議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 諸報告②農業委員の活動報告になります。

2月分の活動の共通事項につきましては、本日2月24日の農業委員会2月総会と記入してください。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方、またそれ以外に会議等に出席された場合には、その旨ご記入をお願いいたします。

説明は以上です。

○加藤議長 今月も活動内容を用紙にご記入いただいて、事務局まで提出をお願いいたします。

皆さんに特に報告されたい内容がある方は挙手をお願いいたします。

（発言する者なし）

○加藤議長 無いですね。

では、委員の皆様からの報告は以上といたします。

---

### ③その他

○加藤議長 諸報告③その他、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 諸報告③その他ですが、2点ございます。

では、1点目の報告が農家だよりになります。

資料3をご覧ください。

今月の主な内容といたしましては、まず、新年度を迎えますので、各集落支部長の改正のご連絡をお願いしますというふうになっています。

またその下、記事の訂正がございます。先月2月号に掲載した生産緑地のあっせんの記事ですが、一部、合計面積と地番に誤りがありましたので、こちらの訂正記事になります。申し訳ございませんでした。

そしてその次が、農業委員会委員候補者の選考結果になります。去る2月14日に第2回選考委員会を実施しまして、このたび次期農業委員の候補者が決定しましたので、そちらの周知記事となっています。

めくっていただいて、裏面がございます。

左側が、都市農業支援事業補助金の申請の記事となります。こちら今回、予算がまだ半分ほど残っておりますので、どんどん使っていただきたいと思っておりますので、皆様、補助金使われたい方、お使いになろうと思っている方がいらっしゃいましたら、お声がけいただいて活用いただければというふうに思います。

右側が、生産緑地の貸し借り制度の紹介となります。生産緑地制度が開始してから30年が経過しまして、続々と生産緑地の買取り申出が出ております。そのため、どんどん農地が減ってしまう懸念がございますので、ただ生産緑地を解除する以外に生産緑地を貸すことによって農地を維持できる仕組みがございますので、こういったものを知っていただいて、ぜひ農地の活用に役立てていただきたいと思ひまして、こういう記事を掲載しております。

今月の内容は以上になりますので、もし何かご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

2点目は、3月の各委員の会議等の予定になります。3月17日に和光市議会3月定例会が閉会されます。こちらは石田会長が出席予定です。

会議等の予定については以上となります。

○加藤議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○加藤議長 無いようですね。

それでは、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○加藤議長 本日もスムーズな議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、令和5年和光市農業委員会2月総会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前10時40分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員